

競技会において着用又は携行することができる水泳用品、用具の商業ロゴマーク等についての取扱い規程(改訂) 新旧対照表

<p>(旧)</p> <p>(商業ロゴマーク等の使用基準)</p> <p>第2条 全ての競技者、監督、コーチ及び役員(以下「競技者等」という。)は、競技会の会場内で着用する水着及びウエアー・持ち物に付けることができる所属チーム等の名称・マーク、スポンサーのロゴマーク、メーカーのロゴマークについて、つぎのとおり取扱う。前記1)～4)までの所属チーム等の名称・マークの大きさに制限は無いが、競泳競技の水着に付ける所属チーム等の名称・マークは30cm²以内で1個とする</p> <p>附則 1 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。</p> <p>尚、飛込、水球、シンクロナイズドスイミング、オープンウォータースイミング及び日本泳法の各競技規則についても本規程を準用する。</p>	<p>(新)</p> <p>(商業ロゴマーク等の使用基準)</p> <p>第2条 全ての競技者、監督、コーチ及び役員(以下「競技者等」という。)は、競技会の会場内で着用する水着及びウエアー・持ち物に付けることができる所属チーム等の名称・マーク、スポンサーのロゴマーク、メーカーのロゴマークについて、つぎのとおり取扱う。前記1)～4)までの所属チーム等の名称・マークの大きさに制限は無いが、競泳競技の<u>水着に付ける所属チーム等の名称・マークは3050cm²以内</u>で1個とする</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第5条 本規程の改廃は、評議員会の決議により行う。</p> <p>附則 1 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。</p> <p>尚、飛込、水球、シンクロナイズドスイミング、オープンウォータースイミング及び日本泳法の各競技規則についても本規程を準用する。</p> <p>2 本規程は、平成28年2月28日より一部改訂施行する。</p>
--	---